

## 都市計画基本方針（案）に係る市町意見聞き取り結果

該当箇所	意見	対応
■便利で効率的な地域づくり 各種の都市機能が集積する都市の拠点と～	・都市の拠点と生活拠点のネットワークも形成するべきと考える。	・生活を行う上で、各種サービスを楽しむことができるように環境を整えることと考えています。
2 三重県が目指す都市構造 新たな市街地の形成を許容します。	・新たな市街地の形成は大規模自然災害への対応と新工業用地確保に限られてしまうのか。  ・新たな市街化編入する場合、土地区画整理事業等と記述があるが、等には地区計画は含まれるのか。  ・広域交通の利便性が高い場所での市街地形成は許容していただきたい。	・人口（世帯）の増加を要因とする市街地の拡大は困難になると想定しており、それ以外の場合を示したものです。 ・市街化編入にあたっては計画的な整備が担保されることが重要だと考えますので、地区計画でそれが果たされるのであれば、含まれると考えます。 ・広域交通インフラを活用する産業立地は進めていくこととしています。
1拠点	・「区域やこれらの区域に公共交通機関などで容易にアクセスできる区域へ居住誘導を図ります。」と追記して頂きたい。 ・拠点＝都市機能誘導区域となるのか。 ・地域拠点については、県として位置づける必要があるのか。市町マスタープランや立地適正化計画において計画していくのが有効と考える。  ・既に大規模集客施設が立地している区域において、機能の維持向上のための拡大は必要と考えるため許容していただきたい。	・居住誘導区域や都市機能誘導区域の位置等については、県計画で定めるものではないと考えます。  ・広域拠点については県計画で定めて市町計画との整合を図る必要があると考えますが、その他の拠点については、圏域によって状況が異なるところもあるので、圏域・区域マスを検討する上で調整していきたいと考えます。 ・既存の大規模集客施設の維持向上のための拡大は、既存ルールの下で行って下さい。
2 ネットワーク	広域的観点からのネットワーク～について「地域公共交通網形成計画」等についてはまだ一部の市町しか作成していない中、設定できるのか。	市町が策定している計画に配慮するという趣旨です。
拠点の設定	三重県が現行県マスタープランで示している拠点と、市町が都市マスタープラン、立地適正化計画の策定において検討している拠点が一致しない場合、問題は無いのか。広域拠点は整合を図るとの記述があるが、地域拠点はどうか。	圏域・区域マスを検討する中で、各市町の都市マスタープラン・立地適正化計画との調整を図っていきたくと考えています。少なくとも広域拠点については整合をとることが必要と考えています。
自然災害による被害低減に向けた市街地の形成に関する考え方	「ハード対策に組み合わせ、建築物の構造強化や土地利用の規制・誘導等のソフト対策を実施することにより…」とあるが、県統一的な支援策があれば市として規制・誘導を推進しやすいと思われるので、ご検討願いたい。	事業実施に向けた検討段階における技術的支援や、モデル事業の実施等については検討可能と考えていますが、現時点で経済的支援策等具体的かつ県統一的な支援は難しいと考えています。
地域活力（産業等）の維持・向上に関する考え方	「工業系土地利用誘導ゾーンの運用等の見直しを実施し…」とあるが、具体的にどのような見直しを考えているのかご教示いただきたい。	「工業系土地利用誘導ゾーン」を運用するにあたって、県の関連部局や各市町との連携を強化した取組を行っていきたくと考えています。
市町村合併に伴う都市計画区域の再編	図3-2市町村合併に伴う区域再編の判断基準について、3段目に「各指標（データ分析）から総合的に判断」とあるが、指標の内容についていつどのように示されるのか確認したい。	区域再編に関する協議の中で調整したいと考えています。
2 都市計画区域の拡大等の見直し方針について	検討フローの「都市計画区域の変更条件があるか。（・生活環境の保全のための建築行為の整序の必要性）」の生活環境の保全とは、どのような事を示していますか。	生活環境を保全するために、建築物の用途の規制や集団既定の適用を行うことを想定しています。
2 都市計画区域の拡大等の見直し方針について	人口減少社会で都市計画区域の設定には、縮小という考え方もあるのでしょうか。	あると考えます。 昭和43年の新都計法制定以降に都計区域を廃止した事例は平成23年3月末時点で5区域あり、また、平成24年度のアンケート調査の結果、全国で5区域について新たに都計区域の縮小・廃止が検討されているという結果もあります。

該当箇所	意見	対応
都市計画区域の拡大等の見直し方針	現行県マスタープランで都市計画区域拡大検討の位置付けがあるところは、都市計画基礎調査の一部が実施されているため見直し検討が可能であるが、それ以外の部分については、どのように判断していけばよいかご教示いただきたい。	都市計画基礎調査の実施が必要な箇所について、調整したいと考えます。
2 区域区分適用の考え方	参考の表の削除。	意見のように修正します。
3-3) -1-a	「また、市街化区域で～居住調整区域の指定等～」の文章の削除。	「必要な場合」の記述ですので、このままとします。
市街化区域の規模の考え方	新たに市街化区域に編入する場合は、「土地区画整理事業等の具体的な計画がある場合」とあるが、地区計画も「等」に含むと考えて良いか。	計画的な整備が担保されることが重要ですので、地区計画によりそれが果たされるのであれば、含まれると考えます。
土地利用に関する方針 1a) 市街化区域	「市街化区域内に存在する集团的な農地や山林等に…積極的に都市計画上の位置づけを与え…」とあるが、市街化調整区域への編入という手法も含むと考えて良いか。	営農の継続性や対象の規模等の状況によっては、逆線引きも選択肢になると考えます。
土地利用に関する方針 3 工業系土地利用に関する考え方	「工業系土地利用」のなかから、一定の基準により「工業系土地利用誘導ゾーン」を選定し…」とあるが、現在都市マスタープラン策定を進めているため、今年度中に調整する必要があると思うが、現時点で考えている基準のイメージがあればご教示いただきたい。	選定基準については今後検討することになりますが、現行から大幅な変更はないと想定します。（以下、現行選定基準の概要） ・用途地域外：市町MPに位置づけがある高速道路IC周辺や幹線道路沿道等の5ha以上の区域で、農用地・保安林等の規制がされていない ・用途地域内：工業系用途地域内の2ha以上の未利用地で、市町において産業集積が必要と位置づけられている
都市施設整備に関する方針 1a) 道路	「都市計画道路については…必要に応じた計画の見直しを進めます。」とあるが、三重県都市計画道路の見直しガイドラインの更新は実施しないのか。前回の策定から約10年経過し、災害に対する考え方や、集約型都市構造の考え方の部分が大きく変化していることから、効果的かつ積極的な見直しが実施出来る様、更新すべきと考える。	ガイドラインの更新については、見直しが実施されていない路線もあることから、当面は現行のまま運用するが、今回策定する基本方針等を受けて、更新の必要があると考えるため、基本方針策定後に更新スケジュールを検討します。
都市施設整備に関する方針1b) 公共交通	「バス交通については、既存路線の維持・強化を支援するとともに…」とあるが、どのような支援が考えられるのかご教示いただきたい。	現時点での支援策については、整理して提示したいと考えています。今後新たな支援策については、公共交通政策部局と協議します。
圏域ごとの状況	南海トラフ地震による津波被害の予測について、理論上最大クラスも示されている中、過去最大クラスの場合の浸水想定で記載されている理由について確認したい。 (発生確率からすると、都市計画は過去最大クラスで検討すべきとの見解なのか。そうであればその旨明記すべきではないか。)	どちらか一方を重視するという意図ではありません。地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針にて示した考え方を参考にしてください。
全般	「土地利用検討区域」の設定に関するこの調整。	「土地利用検討区域」は県が一方向的に定めるものではありません。市町での検討をもとに、調整を行っていきたいと考えています。
全般	県域、圏域、都市計画区域、市町区域を見た中で、コンパクトシティを軸としたまちづくりを進めるため、制限（商工業施設の立地場所の限定等）とあわせた周辺部への具体的対策を示していただきたい。	今回提示する集約型都市構造の考え方としては、基本的には必要とされる施設の誘導を制限するものではなく（新規の大規模集客施設を除く）、持続可能な都市構造の実現に向けての拠点や連携軸等を示すものとした。
「第1章1基本方針策定の目的と役割」	計画体系（区域MP、市町MP等との関係等）の概念図等を追加してはどうでしょうか。	意見を踏まえ、記載を追加します。